

VII

災害時の対応について

- 災害に備えて
- 災害等による授業・試験の取扱いについて

■ 災害に備えて

災害はいつ起こるかわかりません。万一の場合、冷静に行動できるよう日頃からの心がけが重要です。以下に注意するとともに、非常持ち出し袋の準備や災害時の対応については、常時携帯をお願いしている「防災マニュアル」（別途配布）を確認し、一人ひとりが日頃から防災に対する知識と十分な備えをすることに努めましょう。

■ 学内避難場所と避難経路

キャンパス内の各階には、避難経路が掲示されています。日頃から確認するよう心がけてください。また、災害時は、館内放送や教職員の指示に従って避難してください。

● 学内指定避難場所

五橋キャンパス	キャンパス北側（正門付近） ※五橋キャンパス平面図参照
---------	--------------------------------

なお、五橋キャンパスは、仙台市の周産期福祉避難所に指定されています。災害発生後3日目以降、入所対象者が五橋キャンパス内に避難することがあります。

■ 大学の指定避難場所

五橋キャンパス	連坊小路小学校（仙台市若林区連坊1-7-27） 荒町小学校（仙台市若林区荒町86）
長町キャンパス	長町小学校（仙台市太白区长町4-6-1）

■ 安否確認

<災害安否確認>

大規模災害が発生し、学生の安否確認が必要な場合は、UNIPAを通じて連絡を行います。

<災害用伝言ダイヤル 171>

災害の発生により、被災地への通話が増加し電話がつながりにくい状況になった場合、家族や知人間での安否確認として、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル」が利用できます。

また、利用方法を事前に覚えることを目的とした「災害伝言ダイヤル体験利用提供日」も設定されています。NTTのホームページを確認し一度試しておきましょう。

VII 災害時の対応について

伝言録音	① 171 をダイヤル ② 1 をダイヤル ③ 被災地のあなたの電話番号を市外局番からダイヤル ④ メッセージを録音
伝言再生	① 171 をダイヤル ② 2 をダイヤル ③ 連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤル ④ メッセージを再生

災害伝言ダイヤルは震度6以上の地震が発生した場合に利用できるようになります。

災害時、大学では各キャンパスの緊急連絡先に情報を録音します。171をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言を再生してください。

※大学の緊急連絡先（各キャンパス事務局）

五橋キャンパス 022-369-8000

長町キャンパス 022-308-2071

■ 防災訓練

各キャンパスで年1回、学生・教職員を対象に防災訓練を行います。万一の場合に備え、積極的に訓練に参加してください。

■ 災害等による授業・試験の取扱いについて

本学では、大規模地震の発生や台風、大雪等で公共交通機関が運休または運休予定となり、授業・試験等の実施が困難と判断された場合、以下の措置をとります。

以下の事例が発生または発生が予想されると判断した場合は、本学ホームページによる通知及び掲示をします。また、状況に応じてテレビ・ラジオを確認し、大学から配信される情報に注意してください。

Case1 大規模地震発生による休講

大規模地震の発生または発生が予想される場合

- (1) 仙台市及び周辺全域に大規模地震が発生し、大多数の学生・教職員の通学・通勤が困難であると判断される場合
- (2) 仙台市及び周辺全域を対象として、大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令された場合

Case2 公共交通機関の運休（運転見合わせ）または運休予定による休講

公共交通機関の運休（運転見合わせ）または運休予定により、大多数の学生・教職員の通学・通勤が困難であると判断される場合

(1) 対象路線

JR東北本線（小牛田－岩沼間）・仙石線（仙台－石巻間）・仙山線（仙台－山形間）の3路線全ての運休

※一路線の一時的な運休に関しては、全学的な休講の取扱いは原則行わない。

(2) 休講基準

午前6時の時点で運休の場合	午前（1・2時限）の授業を休講とする。
午前11時の時点で運休の場合	終日休講とする。
午前11時までに運行開始の場合	3時限目から授業を実施する。
授業実施時間帯に運休となった場合	本学の判断により授業を休講とする。

Case3 上記のほか、仙台市及び周辺全域に気象等に関する警報、特別警報が発令される場合や、これらの地域に避難指示が発令されるなど、甚大な被害が予想される場合は、授業を休講とすることがある。

■ 休講等の周知

一斉配信	UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) より大学から情報を配信します。
掲示板	掲示物による周知をします。

■ 補講等の措置について

休講した授業の補講や変更後の試験日程等については、あらためて掲示等で周知します。

■ その他

- 休講・試験延期などの措置が取られなかった場合の対応は、遅延証明書の提出等、所定の手続きにより公認欠席または追試験の扱いとします。
- 学外で行う実習やインターンシップについては、実習等担当教員の指示に従ってください。

